

# 事業者の皆さんを支援します

## 小売業・飲食店等に10万円を交付します！

エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市内で店舗または事業所を営んでいる事業者に対し、経営の維持のため「五所川原市物価高騰対策事業継続支援金」を交付します。

### 支援金額

1事業者につき10万円

### 申請期間

7月3日(月)～9月29日(金)

対象…次の要件のすべてを満たす方

- ▷令和5年7月1日までに開業し、店舗を市内に有し、事業を営む方(県外に本店を有する事業者は対象外)
- ▷支援金受給後において、引続き事業を継続していく意思のある方
- ▷事業を行うことに関して必要な許認可等を取得している方
- ▷市町村税を滞納していない方
- ▷事業所得について確定申告をしている方
- ▷日本標準産業分類のうち次のいずれかの事業を営む方(一部(詳細は、市ホームページをご確認ください))

運輸業 / 小売業 / 飲食店 / 普通洗濯業・理容・美容・一般公衆浴場業 / 旅行業 / その他主に観光客を対象に入場料等を徴収する施設

### 申請方法

下記の書類を提出してください。

- ①支援金交付申請書
- ②市町村税の滞納がないことを証する証明書
- ③確定申告書の写し ほか

### 申請先

商工観光課(郵送可)、金木総合支所地域振興係、市浦総合支所産業建設係

\*申請書は、商工観光課、金木総合支所および市浦総合支所窓口で配付しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

\*詳しくは、市ホームページをご確認ください。



## 【補助金】

### 創業等支援家賃補助事業

活力と魅力ある商店街づくりを促進するため、中心市街地等にある店舗または事務所等を利用して営業を開始する事業者に対し、家賃の一部を補助します。

申請期間…開業の1カ月前まで

### 対象地区

- ▷五所川原地区…大町、寺町、本町、布屋町、旭町、東町、弥生町、錦町、幾島町、柏原町、上平井町、岩木町、川端町
- ▷金木地区…朝日山
- ▷市浦地区…相内

### 補助対象者

- ▷店舗等を賃借して開業する方、または賃借されている店舗等を引継ぎ、事業承継する方
- ▷小売業、サービス業、飲食業を主とする業種(一部対象外あり)およびコミュニティ施設を開業される方 など

### 補助対象経費

対象となる店舗等の月額賃料(消費税を除く)の2分の1、または3万円のいずれか低い額  
\*連続する24カ月分を限度とします。

## 【補助金】

### 空き工場等賃借料補助事業

企業立地の推進や起業家の育成、雇用機会の創出を図るため、市内の空き工場等(工場、倉庫、事務所)を活用して事業を行う事業者に対し、月額賃料の一部を補助します。

申請期間…事業開始から6カ月以内

### 補助対象者

- ▷製造業、道路貨物運送業、卸売業、倉庫業、梱包業、情報サービス業、コールセンター業、その他雇用創

出等につながるものとして市長が認めた事業を行う方

- ▷事業開始6カ月以内に新規常用雇用者を原則2人以上採用する事業者 など

### 補助対象経費

空き工場等の月額賃料(消費税を除く)の2分の1、または10万円のいずれか低い額  
\*連続する24カ月分を限度とします。

## 【信用保証料の補助】 青森県・五所川原市連携融資制度

県の融資制度を活用し、本店登記(個人の場合は住所)が市内にあり、市内で営業する方(市税等の滞納が無い方に限る)に対して、信用保証料の補助を行います(補助金は、青森県信用保証協会に支払います)。

各制度それぞれに補助対象となる融資枠や、補助対象融資額、期間等、別途要件がありますので、詳しくは市ホームページ(右QR)をご確認ください。



### 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金(マル挑)

信用保証料のうち、県が30%を補助、残りの70%を市が補助

\*スタートアップ創業枠の上乗せ分0.2%を除く

### 青森県事業活動応援資金(マル応)

信用保証料のうち、100%を市が補助

### 青森県伴走支援型借換資金(マル伴)

信用保証料のうち、100%を市が補助

### 青森県経営安定化サポート資金(マル定)

①災害枠「新型コロナウイルス感染症」

信用保証料のうち、県が30%を補助、残りの70%を市が補助

②経営安定枠のうち「原油価格の上昇または物価高騰による場合」

信用保証料のうち、70%のみ市が補助

## 【利子補給】

### 創業者等支援利子補給事業

創業または事業承継時の経済的な負担軽減と経営の安定を図るため、日本政策金融公庫から創業または事業承継のために必要な融資を受けた方へ補給金を支給します。

支給対象者…次の要件のすべてを満たす方

- ▷創業等に係る融資を日本政策金融公庫から受けている方

▷市内において新たに事業所を有し創業する方、または事業を譲り受け事業承継する方

- ▷事業開始前または事業開始1年以内に創業等の融資を受けている方 など

支給額…創業等に係る融資にて支払われた利子(約定利息の1回目から12回目までの額)の全額

申請期間…対象期間の利子支払い終了後3カ月以内

## 【創業相談】

### ごしよがわら圏域創業相談ルーム

五所川原圏域定住自立圏の2市4町の広域連携により、創業をめざす方や事業者の新たな事業展開を促進するため、創業相談ルームを開設しています。

創業・起業支援の専門家「インキュベーション・マネージャー」が、構想・企画の段階から創業・起業に至るまでの相談に応じます。

利用対象者…2市4町に創業予定の方 など

料金…無料

場所…市民学習情報センター

日時…毎週火曜日(原則、第5火曜日は除く) 10:00～16:00

\*事前に予約が必要です。

### 問い合わせ先

▷各事業について…商工観光課 内線2572

▷青森県特別保証融資制度について…青森県商工政策課商工金融グループ TEL017-734-9368

◎広報有料広告

五所川原市を応援します!!

60歳からの 助だち人生

わたしの働き方改革

お仕事の一例や 会員さんの声はこちら

五所川原市字一ツ谷503-5 市民学習情報センター内

☎0173-34-8844

五所川原市を応援します!!